

別紙1

行政分野別分類(案)

現在、意見公募手続等案件については、①任意の用語、②「行政手続法に基づく手続」又は「任意の意見募集」の別、③対象期間（案の公示日又は意見募集受付締切日）、④所管府省別の4種類の方法による案件の検索が可能です。

この度、上記の検索方法に加え、行政分野別に検索が可能となるよう「行政分野別分類」(案)を設けることとしました。

本分類案は、電子政府の総合窓口（e-Gov）における法令検索システムで採用する法令分類を参考にしつつ、当該区分によることが困難な事項については、別途の区分を設けました。また、案件の内容によっては、複数の事項に分類される場合があります。

